

保護命令申立事件等代理援助について受任弁護士を複数選任することの要望

2007年（平成19年）9月25日

日本司法支援センター

理事長 金 平 輝 子 殿

日本司法支援センター兵庫地方事務所

所 長 麻 田 光 広 殿

兵庫県弁護士会

会 長 道 上 明

第1 要望の趣旨

- 1 DVに関する事件（保護命令申立、調停、審判、訴訟等）の代理援助において、特に危険性が高いと代理人弁護士が判断した場合であり、かつ、被援助者が複数受任に同意した場合には受任弁護士を複数選任されたい。
- 2 一人分を超える立替費用については、償還時に一律免除とする運用とされたい。

第2 要望の理由

- 1 DVの加害者は、被害者を支援する者に対しても、暴力行為、嫌がらせ等の行為に及ぶことが多々あり、被害者の支援者が深刻な攻撃にさらされる事例も発生しているところであります。

DVの加害者の上記行動傾向に照らした場合、DVの被害者の代理人として、加害者に対して、保護命令申立をしたり、離婚、養育費、慰謝料等の請求等をした場合、加害者は代理人をして被害者を支援する者と認識し、代理人に対しても上記行為に及ぶ危険性は高く、実際に弁護士や事務員に対して上記行為に出た事例も相当数あります。

特に当会においては、本年3月14日に、代理援助により離婚等請求事件手続を遂行中の当会所属弁護士の事務所がDVの加害者である被告から襲撃され、女性事務員が金槌で殴られて頭蓋骨骨折の重傷を負うという事件も発生しております。

- 2 上記危険性を軽減する方法としては、DV事件（保護命令申立、調停、審判、訴訟等）を複数の代理人が申し立てることが有効です。加害者の攻撃の対象者が分散され、加害者が攻撃自体を止める可能性があるからです。
- 3 ところで、現在の法テラスでは、加害者が被害者に対する暴力行為により有罪判決を受けていた場合等、特に危険性が高いと考えられる事案であっても、複数受任は認められない運用基準になっていますが、かかる運用基準では受任者がなかなか見つからず、迅速な対応が要求されるDVにおいて十分な被害者保護がなされないことになり

ます。

そこで、少なくとも依頼者が複数受任に同意している場合には被害者の立場からも複数受任が認められるべきと考えます。また、かかる事案においては被害者に複数受任費用を負担させるのは妥当でなく、一人分を超える費用については立替費用償還時に一律免除の運用が求められるところであると思料します。

4 DV事件被害者の権利を守り、DV事件に関与する弁護士に対する物理的な危険を軽減するために、DV事件の代理援助につき代理人の複数選任を要望する次第です。

以上